

募集要綱等に関する質問内容及び回答

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所					内容
1	募集要項	3	見積上限価格	第2章	2. 10				本見積上限価格は、事業者選定基準における価格評価に用いる価格として使用する価格であり、試掘調査等に基づく詳細設計の結果工事費が上限額を超える場合には、上限額を変更し契約すると考えてよろしいでしょうか。 また、上限額変更等予算措置の関係で工事契約が遅くなる場合には予算内のその1工区、超える分のその2工区として2段階契約とするなどの方法をご検討いただけますでしょうか。
2	募集要項	8	設計企業に必要な資格要件	第3章	3. 5	4)	①、②		管理技術者、照査技術者の資格要件が、これまでの留萌市水道事業の設計業務での資格要件に比べて緩和されています。設計品質を確保する観点から、事業者選定基準にて、RCCM(下位)⇒技術士(上下水道部門)⇒技術士(総合技術監理部門ー下水道)(上位)は差をつけて評価されるものと考えてよろしいでしょうか。
3	事業者選定基準	4	提案評価	2)提案内容の審査	ア)	(4)	②		3・4号会議室の場所や広さを事前に確認することは可能でしょうか。
4	事業者選定基準	4-5	提案評価	2)提案内容の審査	ア)	(4)	⑤、⑥		選定委員の数や使用するスクリーンの大きさは、提案書提出後に通知いただけたらと考えてよろしいでしょうか。
5	募集要綱	7	代表企業に必要な資格要件	第3章	3. 4	1)			「統括責任者」とは、6頁3. 1 4)に記載の「統括管理技術者」と同義と捉えてよろしいでしょうか。
6	募集要綱	6	応募者の構成	第3章	3. 1	1)			単独企業で参加する場合、応募者の備えるべき応募資格に示される令和5年度留萌市建設工事及び設計等入札参加資格者名簿の登録は、工事および設計の両方にされている必要があると考えるが、そのような認識でよろしいでしょうか。
7	募集要項 ・ 事業者選定基準	20 ・ 6	最優秀提案者の選定	第6章 ・ 5	6. 7 ・ 3)	イ)			総合評価点が同点の場合の最優秀提案者選定基準について、「募集要項」では技術評価点が高い方を選定するとあるが、「事業者選定基準」においては価格評価点が高い方を選定するとあります。技術評価点と価格評価点のどちらが優先されるでしょうか。
8	要求水準書	3	管路の起点	第2章	2. 2	2)			「事業者は、別途工事の受注者と調整を図り～」との記載がありますが、別途工事の遅延の影響により本工事が遅延した場合のリスク分担は発注者にあるという認識でよろしいでしょうか。
9	要求水準書	13	出来高精算業務	第3章	3. 2	2)		オ)	出来高精算業務について、変更設計が生じた場合、その業務対応に関する費用は精算になるという認識でよろしいでしょうか。
10	要求水準書	21	除雪費および排雪場所	第4章	4. 2	4)		カ)	河川横断工の施工は、「11月から3月までの非出水期と、～」との記載がありますが、除雪費は計上されているのでしょうか。また、排雪場所は浄水場敷地内の空いているスペースで問題ないでしょうか。
11	事業者選定基準	7	提案評価		5	4)			応募者が1社の場合は技術評価点が50%未満で失格と記載がありますが、応募者が2社以上の場合は、技術評価点が50%未満であっても総合点が高い企業が優先交渉権者となるのでしょうか。

回答
詳細設計の結果で、工事費が上限額を超える場合は適切な上限額を算定し変更します
今回の管理技術者及び照査技術者の資格要件は留萌市の事業(道路・河川・公園及び下水道等)や北海道の基準に近づけたものでこれらの事業で特に不備な点はないことから個々の選定基準としましたので特に評価上は差をつけて評価は行いません。
可能です。 参加表明書を提出頂いた参加予定者の申込みに応じて個別に対応いたします。
選定委員の人数は5名です。 また、こちらで用意するスクリーンの大きさは下記のとおりとなっております。 スクリーン：高さ 210cm 画面サイズ：縦 115cm、横 180cm ※プロジェクターではなくテレビ画面を使用する場合がございます。その際は別途通知させていただきます。
同義ですので名称は「統括責任者」に統一します。
お見込みのとおりです。
価格評価点を優先し、同点の場合は技術評価点の高い方を最優秀提案者に選定する。それでも同点となった場合は、募集要綱第6章6. 7の説明のとおり最優秀提案者を選定する。
お見込みのとおりです。
お見込みのとおりです。
除雪費は計上されておりません、当事項については発注後設計変更で対応いたします。 排雪場所は浄水場敷地内で問題ありません。
応募者が2社以上であり、技術評価点が50%未満の場合はプレゼン終了後の選定委員会において協議し、後日、結果を通知いたします。